

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	関西美容専門学校
設置者名	学校法人関美学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
美容専門課程	美容学科	夜・通信	900	160	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://www.kanbi.ac.jp/wp-content/uploads/2022/06/実務経験のある教員等による授業科目の一覧表.pdf>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	関西美容専門学校
設置者名	学校法人関美学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://www.kanbi.ac.jp/wp-content/uploads/2022/06/設置者の理事名簿.pdf>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	美容メーカー 役員 (2000.4.1~)	令和4年8月1日～ 令和6年5月31日	海外を含めた業界 知識の教示
非常勤	美容サロン 代表 (1977.11.3~)	令和4年8月1日～ 令和6年5月31日	実践的な教育につ いての技術指南
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	関西美容専門学校
設置者名	学校法人関美学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

学則に定める授業科目毎に担当職員がおり、その担当職員が主となり授業時数の定めの中で美容師として必要な心・技・体を得られ、国家資格合格を目指せるように、スケジュールや内容を策定する。授業回数の変更、内容変更に関してや、指導方法の変更・統一に関しては教員で定期的に会議を行い、検討している。作成された授業計画書は学校HPにて新年度になる毎に公表を行っている

授業計画書の公表方法 <https://www.kanbi.ac.jp/wp-content/uploads/2022/06/授業計画書.pdf>

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

原則的に授業科目の成績評価は、各学期末に行う試験と履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし選択科目や一部の授業については出席により成績評価を行う。卒業学科試験および実習成績により判定し、卒業を認定する。その成績採点は100点満点とし、各科目60点以上であること。ただし欠席が年間20日までであることを要する。尚、欠席者は欠席日数の補習を行う。

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

・技術試験

評価の公正、平等性を保つため、複数の採点官で100点満点にて採点を行い、それぞれの採点官の点数を平均化したものを、技術試験の点数として算出している。

・筆記試験

採点を行う際、複数人数でチェックし間違いが無いように各科目毎に採点を行っている。

・成績分布の状況の把握

学生毎の点数を(技術試験の平均点+筆記試験の平均点)/2で100満点に算出。順位付けを行い成績の分布を把握している。

客観的な指標の 算出方法の公表方法	https://www.kanbi.ac.jp/wp-content/uploads/2020/06/客観的な指標の算出方法.pdf
----------------------	---

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業認定に関しては、卒業学科試験および実習成績により判定し卒業を認定する。その成績採点は100点満点とし、各科目60点以上であること。ただし欠席が年間20日までであることを要する。尚、欠席者は欠席日数の補習を行う。判定会議の結果を基に、校長は課程修了の認定を行う。所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

・到達目標

美容師として国家資格取得に必要な、知識、技術、教養、衛生観念を修得している事

「美を通して社会で活躍する心身を育てる」という教育理念を体现し人間力を得ている事

卒業の認定に関する 方針の公表方法	https://www.kanbi.ac.jp/wp-content/uploads/2020/06/卒業認定に関する方針.pdf
----------------------	---

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	関西美容専門学校
設置者名	学校法人関美学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.kanbi.ac.jp/wp-content/uploads/2022/06/貸借対照表.pdf
収支計算書又は損益計算書	https://www.kanbi.ac.jp/wp-content/uploads/2022/06/収支計算書.pdf
財産目録	https://www.kanbi.ac.jp/wp-content/uploads/2022/06/財産目録.pdf
事業報告書	https://www.kanbi.ac.jp/wp-content/uploads/2022/06/事業報告書.pdf
監事による監査報告（書）	https://www.kanbi.ac.jp/wp-content/uploads/2022/06/監査報告書.pdf

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士			
衛生課程	美容専門課程	美容学科	○				
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	2010 単位時間	510 単位時間		1500 単位時間		
		単位時間／単位					
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
640人	603人	0人	38人	15人	53人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
学則に定める授業科目毎に担当職員がおり、その担当職員が主となり授業時数の定めの中で美容師として必要な心・技・体得られ、国家資格合格を目指せるように、スケジュールや内容を策定する。授業回数の変更、内容変更に関してや、指導方法の変更・統一に関しては教員で定期的に会議を行い、検討している。
成績評価の基準・方法
原則的に授業科目の成績評価は、各学期末に行う試験と履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし選択科目や一部の授業については出席により成績評価を行う。
卒業・進級の認定基準
卒業認定に関しては、卒業学科試験および実習成績により判定し卒業を認定する。その成績採点は100点満点とし、各科目60点以上であること。ただし欠席が年間20日までであることを要する。尚、欠席者は欠席日数の補習を行う。判定会議の結果を基に、校長は課程修了の認定を行う。所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

学修支援等

奨学金制度、就職支援金制度を始め学習費用面での支援と共に、ステップアップレッスンやコンテストレッスン等、技術のフォローアップ支援制度等、充実している。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
283 人 (100%)	3 人 (1.1%)	263 人 (92.9%)	17 人 (6.0%)
(主な就職、業界等) 美容サロン			
(就職指導内容) 個別面談、就職説明会、就職ガイダンス、学内システム等			
(主な学修成果（資格・検定等）) 美容師資格 等			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状

年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
613 人	41 人	6.7%
(中途退学の主な理由) 進路変更・経済的理由		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個人連絡、保護者連絡、個人面談、三者面談、職員情報共有、欠席状況確認表等		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
美容学科	120,000 円	840,000 円	430,000 円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
奨学制度有				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<https://www.kanbi.ac.jp/wp-content/uploads/2022/06/自己評価.pdf>

学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)

関西美容専門学校の教育並びに業務の改善を目的として「専門学校における情報提供等への取り組みに関するガイドライン」に則って情報提供をし、学校・企業・卒業生の相互理解を深め、学校運営・教育環境をより良く、円滑に行う事を目指す。

評価項目としては「教育理念・目標」「学校運営」「教育活動」「学習成果」等自己評価の項目を設定。評価に対しての改善の実施は、校長を責任者とし「改善実施の可否」「代替案の議論」を含め可能な限り速やかに行われ、次回の会議までに行われている。

学校関係者評価の委員

所属	任期	種別
株式会社 大国屋 PEEK-A-BOO	令和4年4月1日～令和6年3月31日	企業委員
株式会社 アリミノ	令和4年4月1日～令和6年3月31日	企業委員
株式会社 Re gottz	令和4年4月1日～令和6年3月31日	学園卒業生

学校関係者評価結果の公表方法

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<https://www.kanbi.ac.jp/wp-content/uploads/2022/06/関係者評価.pdf>

第三者による学校評価 (任意記載事項)

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<https://www.kanbi.ac.jp/shokusen/>

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	関西ビューティプロ専門学校
設置者名	学校法人関美学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
文化・教養専門課程	エステティック学科(新)	夜・通信	609	160	
	エステティック学科(旧)	夜・通信	618	160	
	ビューティアドバイザー学科(新)	夜・通信	906	160	
	ビューティアドバイザー学科(旧)	夜・通信	552	160	
	トータルビューティ学科(2年制)(新)	夜・通信	864	160	
	トータルビューティ学科(2年制)(旧)	夜・通信	927	160	
	トータルビューティ学科(3年制)(新)	夜・通信	1068	240	
	トータルビューティ学科(3年制)(旧)	夜・通信	1101	240	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://www.b-pro.ac.jp/pdf/disclosure/4-01.pdf>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名

(困難である理由)

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

*「一」は、個人情報へ配慮するための伏字であり、記載すべき合計値等には一切影響を与えないことに注意すること。

学校名	関西美容専門学校
設置者名	学校法人 関美学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		127人	117人	130人
内訳	第Ⅰ区分	83人	76人	
	第Ⅱ区分	31人	一人	
	第Ⅲ区分	13人	一人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				130人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定		0人	0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)		0人	0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況		0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当		0人	0人	一人
計		0人	0人	一人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	0人	前半期	0人
			0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月末満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月末満の停学	一人
訓告	0人
年間計	一人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	人	0人	0人	0人
G P A等が下位4分の1	人	22人	13人	13人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	人	0人	0人	0人
計	人	22人	13人	13人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。